

令和6年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会会議録

- 1 開催日時
令和6年10月11日（金）
開会 午後2時00分
閉会 午後3時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 講堂1
- 3 出席委員
加藤 健二郎、山中 順司、鈴木 竜彦、磯川 和也、松原 しず、判治 かよ子、伊藤 雅一 7名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
企画部長 山本 和男、人事課長 田島 祥三、人事課長補佐 西本 康一、人事課主査 峯村 駿
- 7 議題等
(1) 特別職の報酬等の額について
(2) その他
- 8 会議の要旨

企画部長	本日は、何かとご多忙の中、本審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。 定刻となりましたので、ただ今より、令和6年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会をはじめさせていただきます。 恐れ入りますが、以後着座にて失礼いたします。 あらかじめお断りしておきますが、本日の議事進行は、会長及び職務代理者の選任、市長からの諮問まで、次第で言いますと次第6になりますが、そこまでは、私も事務局で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。 なお、本日は委員全員の方にご出席いただいております。定足数を満たしておりますので、この審議会は有効に成立していることを報告させていただきます。 それでは、次第に沿って進めてまいります。次第の2会議の公開について事務局より説明させていただきます。
人事課長	市では、市民の行政への参画促進と、公正で透明性のある行政運営を図るため、一部の例外を除きまして、市の附属機関や懇談会等の会議は、会議の公開をすることとしています。 会議の公開とは、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方には会議を傍聴していただくもので、会議録などの資料も公開するものでございます。 本審議会につきましても、会議公開制度に基づき、公開させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

企画部長	ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本審議会は公開で開催させていただきますので、ご承知置き願います。 それでは、次第の3 市長挨拶です。 本日、柴田市長が公務のため、欠席させていただいておりますので、市長に代わりまして、若杉副市長よりご挨拶を申し上げます。副市長、お願いします。
副市長	皆様、こんにちは。特別職報酬等審議会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。 委員の皆様には、本審議会委員をお願いしましたところ、快くお引き受けをいただき、厚くお礼申し上げます。また、本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 さて、今年の人事院勧告では、一般職の職員において月例給、ボーナスともに引き上げる旨の勧告がなされました。これを受けて、本市職員についても、人事院勧告どおりに給与改定をする予定でございます。 物価高騰等の厳しい状況が続く中、特別職の報酬・給料額等が、市民の皆様の目線で、ご理解いただける金額なのか、審議会の意見を聴かせていただきたく、今回、審議会を開催いたしました。 委員の皆様方には、是非とも活発に議論していただき、ご答申いただければと存じます。 以上で私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。
企画部長	それでは、次第の4「委員の紹介」をさせていただきます。お手元の「資料1」をご覧ください。名簿順に紹介させていただきます。 (委員紹介) 続きまして、事務局職員を順に紹介をさせていただきます。
事務局	(事務局自己紹介)
企画部長	次に、次第の5 「協議事項」に入ります。 (1) 会長の選任 と (2) 同職務代理者の選任でございます。審議会条例第4条の規定によりまして、会長は委員の互選で、そして職務代理者は会長が指定することになっております。 まず、最初に会長の選任方法ですが、どのような方法がよろしいでしょうか。
磯川委員	推薦でどうでしょうか。
企画部長	推薦とのご発言をいただきました。その他ありますでしょうか。 ないようであれば推薦でお願いしたいと思います。では、どなたか推薦をお願いいたします。
山中委員	会長は審議会の取りまとめ役という大変重要な仕事ですので、学識経験豊かな名古屋産業大学の伊藤先生を推薦します。
企画部長	ただいま、山中委員より名古屋産業大学の伊藤雅一先生を推薦する旨のご発言をいただきました。他に推薦はございませんでしょうか。 他には無いようですのでお諮りしたいと思います。名古屋産業大学の伊藤先生に会長をお願いするという事で、ご異議ございませんでしょうか。
委員全員	異議なし
企画部長	異議なしとのことですので、会長につきましては、名古屋産業大学の伊藤雅一様に決定したいと思います。恐れ入りますが、席をお移りいただき、一言ご挨拶をよろしく願いいたします。
会長	(会長席へ移動)

会長	改めまして名古屋産業大学の伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。当審議会は、尾張旭市政をマネジメントする方々の報酬等を審議する大変重要な会議になります。委員皆様のそれぞれの立場を尊重しながら、よりよい答申をまとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
企画部長	次に、職務代理者の選任でございます。職務代理者は、会長の指名する方となっておりますので、会長からご指名をお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。
会長	では、職務代理者について、私から指名をさせていただきます。 審議に当たっては、地域の経済情勢といったものも判断材料になってきます。そういった意味で、地域の金融機関として経済情勢等に明るい瀬戸信用金庫尾張旭支店からご推薦の山中順司様に職務代理者をお願いしたいと思います。
企画部長	ただいま、会長からご指名をいただきました、山中順司様を職務代理者に決定したいと思います。山中様から一言ご挨拶をいただきたいと思います。
職務代理者	瀬戸信用金庫尾張旭支店 支店長の山中と申します。微力ではありますが、適正審議に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
企画部長	会長及び職務代理者をお決めいただきましてありがとうございました。 次に、次第の6「諮問」に入ります。 諮問にあたりましては、副市長から審議会会長に諮問書を手渡ししていただきますので、よろしくお願いいたします。
副市長	(会長席の近くへ移動して、審議会会長に諮問書を手渡し) よろしくお願いいたします。
企画部長	なお、委員の皆様には、諮問書の写しが資料2としてお手元に配付してございますので、ご確認をいただきたいと存じます。 なお、大変申し訳ございませんが、副市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。
副市長	よろしくお願いいたします。(副市長退席)
企画部長	それでは、諮問まで終わりましたので、以後の議題は会長のもとで進行していただきますが、その前に今後のスケジュールについて、事務局からお願いをさせていただきます。 特別職の報酬等の改定には、議会での議決を得る必要がございます。 他市町村では、改定がある場合、期末手当いわゆるボーナスは12月から、月例給は翌年4月からとするところが大勢を占めております。他市町村では月例給は審議会の審議内容ではありますが、期末手当いわゆるボーナスは含んでおりません。 本市におきましては、月例給だけでなく、全体の報酬額を審議する中で、月例給に加えて期末手当いわゆるボーナスも審議の対象に含まれておりますので、可能であれば10月中を目処に答申内容をお決めいただき、12月議会での条例改正に間に合う形で事務を進めていきたいと考えております。 委員の皆様には、期末手当の内容も審議する本市の特異性をご理解いただき、ご一考いただけますと幸いです。大変、勝手を言いますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは会長に代わらせていただきます。 伊藤会長、よろしくお願いいたします。

会長	それでは、早速ですが、議題に移ります。 今企画部長からお話がありましたが、ポイントとしては、特別職の報酬等の改定には、議会での議決を得る必要がある、それから、尾張旭市は、月例給以外にボーナスも審議対象になっている。そのため、事務局としては、12月議会に間に合うように答申については、今月中にまとめて欲しいというご希望であります。こういった点を踏まえて審議をしていきたいと思います。まず特別職の報酬等の額について、事務局から説明してください。
人事課長 補佐	(資料に基づき説明) (1) 資料3「関係条例」 ・7名の審議会委員は市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命することとなっている。 ・平成27年度から期末手当も審議対象となった。 ・平成28年度からは教育長も審議対象となった。 ・昨年度の答申に基づき、特別職の報酬月額等を0.3%、期末手当の支給月数を0.1月分引上げで条例を一部改正 (2) 資料4「県内各市三役給料月額等一覧」 ・本市は他市と同様に期末手当が3.40月となっている。 (3) 資料5「県内各市議員報酬月額等一覧」 ・期末手当支給額及び議員の年間総収入額を掲載 (4) 資料6「県内各市三役給料月額及び議員報酬月額比較」 ・本市は概ね平均もしくは平均以下 (5) 資料7「県内各市三役及び議員の期末手当額比較」 ・本市は概ね平均もしくは平均以下 (6) 資料8「特別職報酬等月額の推移」 ・平成15年頃からマイナスの改定、平成27年・29年・令和6年にプラスとなっている。 (7) 資料9「期末手当支給月数の推移」 ・令和5年12月の改定で、0.1月分引上げ (8) 資料10「一般行政職の給料改定率及び消費者物価指数の推移」 ・令和6年度一般行政職の給料は、全職員を対象とした引上げで、過去30年で1番の大幅な引上げ ・消費者物価指数(令和6年8月速報値)は、昨年比でプラスに転じている。 (9) 資料11「人事院勧告状況(平成28年度から令和5年度まで)」 ・令和6年度の勧告は、昨年同様、指定職の月例給、期末勤勉手当が伴に改定となり、改定率としては、月例給が一般行政職の5級以上の改定率と同じ1.1%、期末勤勉手当は、0.05月分の引上げ (10) 資料12「令和6年人事院給与等に関する勧告等(抜粋)」 ・民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の職員を重点に置き給料を平均で3.0%引上げ ・民間事業所の支給割合との均衡を図るため、期末手当・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引上げ

	(12) 資料 1 3 「市議会の活動状況」 ・ 議員報酬を検討する際の参考 (13) 資料 1 4 「県内各市令和 5 年度普通会計決算状況」 ・ 本市の財政力指数は 0. 8 2 ・ 他市と比べると若干低い、県内の自治体の財政状況が全国的には非常に良い。 (14) 資料 1 5 「昨年度答申書」 ・ 昨年度の答申結果を確認する際の参考 (15) 資料 1 6 「特別職報酬等改定例」 ・ 給料月額及び報酬月額と期末手当の支給月数を、それぞれ据置き又は引上げを行った場合の影響額を試算 (16) 資料 1 7 「県内各市の今後の対応予定」 ・ 期末手当は、全市が人事院勧告どおり、指定職の改定にならない「0. 0 5 月分引上げ」とする。県内全ての市が、0. 0 5 月分の引上げとなっており、令和 6 年 1 2 月期の期末手当から適用予定 ・ 月例給は、報酬等審議会を開催しないため、据置きとするのが 1 8 市、これから報酬等審議会を開催するため、未定としているのが 1 8 市となっている。未定の 1 8 市は、改定することになった場合は、令和 7 年 4 月 1 日から適用予定 ・ 昨年度の結果としては、審議会を開催した 2 7 市のうち、1 5 市が引上げ、1 2 市が据置きとなり、引上げの団体は、人勧を重視、据置きの団体は人勧を参考としつつも、県内の状況や財政状況等を重視した議論が行われた。
会長	ありがとうございました。いろいろな観点から説明をいただきました。それでは、審議に入りたいと思います。皆様の忌憚のない意見をいただければと思います。内容の確認も含めまして、ご質問のある方からご発言をお願いします。 当審議会の審議のポイントとしては、1 つ目は給料・報酬を引き上げるか、据え置きか、引き下げるか。 2 つ目に、期末手当を引き上げるか、据え置きか、引き下げるか。 3 つ目に、改定する場合は実施時期をどうするか。 この点を頭に置きながら、忌憚のない意見をいただければと思います。
鈴木委員	労働組合の立場で出席させていただいておりますので、その立場からご意見させていただきます。 今年の春闘はデフレからの脱却と経済の好循環を掲げ、取組を行ってきました。9 月に連合あいちの報告の回答が出まして、対象は約 3 9 万人で、平均で 5. 3 % の引上げになりました。2 0 1 3 年から 2 0 2 2 年までは、2 % 台、昨年は 3. 8 % でありまして、比較可能な 2 0 1 3 年以降では、最も高い引上げとなっております。 また、1 0 月より最低賃金の引上改定がありまして、愛知県は昨年よりプラス 5 0 円、1, 0 7 7 円となり 4. 9 % 引上げとなっております。昨年は 4 1 円、4. 1 % の引上げで、今年は昨年よりも高い引上げとなっております。 このような状況を踏まえて報酬審の協議を進めていただければと思います。

会長	春闘などの状況について説明をいただきました。 こういった点も踏まえて他にご意見ありますか。 資料の１５、２５・２６ページを見ていただくと、昨年度の審議は以下の論点を中心に進められたとありまして、ここに６つ論点が書かれています。 １つ目は、人事院の給与等に関する勧告の状況。これは先ほど説明をいただきました。 ２つ目は、一般職の給与改定状況。これは、人事院勧告に沿った内容で、この点についても説明がありました。 ３つ目については、消費者物価指数の説明がありましたが、当地域の経済情勢については、後ほど山中委員からお話いただければと思います。 ４つ目の財政状況については、本市の財政力指数の説明がありました。県内の市では、真ん中ぐらいであるが、全国平均で比べると財政力は豊かであるというものです。 ５つ目の特別職の職責ということで、議会の活動に関する資料がついていました。 ６つ目に特別職の月例給の水準として、県内各市の比較で、尾張旭市は中位ぐらいのところに位置しているとの説明がありました。 これ以外の説明としては、他市の報酬審議会の対応状況について参考情報の説明がありました。 こういったところが論点となってきますので、これらの状況を加味しながらご意見をいただきたいと思います。まず当地の経済情勢を山中委員からご説明いただけるとありがたいと思います。
山中委員	まず、中小企業の状況を見てみますと、昨年度はコロナ明けで経済が活性化したということで、上向きな基調続いているという見方もあったのですが、今については、落ち着いている状況かなと思います。 ただし、物価高や資材高騰の関係で、昨年もそうでしたが、利益率は厳しい状況が続いています。特に中小企業の方で言いますと、先だって日銀の利上げがあった関係で、借入の利息や、今後の設備投資の資金調達が、通常よりも利払いが増える可能性があるということで、決してすべてが順調ということではないという状況です。中小企業にお勤めの方の賃金状況について、ヒアリングができないため、財務諸表上の人件費の支払いと人員がどれくらいということから推測すると、賃上げの基調は確かにありますが、すべての企業さんが賃上げをできる状況ではないということが分かります。 ただ、尾張旭市の就労の人口比率をある程度鑑みると、サラリーマン世帯が多いと思います。 また、市のホームページもチェックしましたが、これは一律には言えませんが、市税収入も１．８億円ぐらい増えており、尾張旭市在住の方で、サラリーマン世帯の方が多いことを考えると、賃上げは進んでいるということは推測できます。

会長	当地の経済情勢について説明いただきました。 他にご意見はありますか。
磯川委員	県内各市の状況で、住基人口を比較してみますと、知多市、北名古屋市、あま市が規模として比較的近いところだと思います。そちらの3役の給料等を比較すると、大きく差がないという印象を受けますが、順位としてはそれらの市より少し高い位置にいます。引上げが妥当だと思いますが、上げ幅としましては、人事院勧告どおり上げる、ないしは、気持ち控え目でもいいのかなという印象を受けます。
会長	県内他市と比較して、人事院勧告どおり、また多少少ない引上げでもというご意見でした。他にいかがでしょうか。 松原委員いかがでしょうか。
松原委員	トヨタ自動車関連の豊田市や刈谷市、安城市はいいのかなという感じがします。尾張旭市は全体として、みなさんが生き生きとして、活動が充実していて幸せそうに見えます。そういったことで、人事院勧告をベースに、人事院勧告どおり、もしくは少し抑えた感じでも良いのかなと思います。
会長	人事院勧告をベースに、それと市民生活はかなり豊かだということで、そういった意味では、尾張旭市のまちづくりは、ある程度市民にとってプラスになっているということですね。 判治委員どうですか。
判治委員	物価高騰ということが最近特にあると思いますので、人事院勧告を踏まえて報酬とかを上げて、経済を循環させていくのが良いと思います。
会長	人事院勧告を踏まえて引き上げるのが良いということですね。 他にご意見いかがですか。
鈴木委員	先ほど他の市との比較という話がでましたが、昨年の審議会の実施状況を見ますと、尾張旭市は、かなり先行して実施しており、今年状況を他の市と比較するのは難しい状況です。そのため、逆に尾張旭市が引上げしないと、他の市も引上げしづらいのかなというのもあるので、皆さんの意見も踏まえ、人事院勧告どおりに引上げするのが良いと思います。市の財政的にも人事院勧告どおりで問題ないと思います。
会長	皆様のご意見をお聞きしますと、基本的に、引き上げの方向だと思われます。もうひとつは、引き上げる時に、人事院勧告に基づくのか、少し抑制的に考えるのかということですが、最後、鈴木委員からもありましたが、もし人事院勧告どおりにしない場合には、財政的にみて、こういうことがあるからというような客観的な理由を付けて、抑制するという議論も必要になってくると思います。 そういったことで、まず方向としては、月例給、ボーナスともに引上げということによろしいでしょうか。
全委員	異議なし

会長	続きまして、改定率につきましては、人事院勧告どおり、特別職につきましては、公務員の指定職の状況をこれまで参考にしております。 資料の１２ページを見ていただくと、人事院勧告状況ということで、指定職の令和６年度の月例給の改定率は１．１％、期末手当で０．０５月の引上げとなっています。この部分が検討の基準となってきます。 これまでの考え方を踏まえますと、人事院勧告どおりで指定職に準拠するというものでありましたので、月例給で１．１％、期末手当で０．０５月の引上げとなりますが、このあたりで、ご意見をいただきたいと思います。 先ほど、鈴木委員から、人事院勧告どおりでという意見がありましたが、それ以外のご意見はありますか。
鈴木委員	先ほど会長から、人事院勧告を下回る場合は、それなりの理由付けが必要ということで言うと、その理由付けというのはなかなか難しいと思うので、人事院勧告どおりで良いと思います。
会長	財政状況については、特にこういったところを検討して欲しいというところはありませんか。
企画部長	先ほど話がありましたが、税収は確実に伸びており、来年度も増収を見込んでおります。しかしながら、大型事業が控えておりまして、三郷駅前の開発や保育園の整備、そういったものに力をいれていくなど歳出の方も多くなっております。したがって、財政的に非常に余裕があるというわけではないのも事実です。ただし、それは市民サービスやまちづくり、それに向けて注力している状況ですので、その点を加味していただけるとありがたいと思っています。
会長	他にご意見ありますか。
磯川委員	先ほど人事院勧告もしくは少し控え目と申し上げましたが、会長から客観的な理由をと言われまして、今、市の財政状況をお聞きしたことと、よくよく考えると抑制する理由が見当たらないため、人事院勧告どおりでとさせていただければと思います。
会長	ご意見お聞きすると人事院勧告どおりに改定するということですけど、それ以外のご意見はございますか。
全委員	意見なし
会長	これまでの意見を整理しますと、給与・報酬については、指定職の人事院勧告を踏まえ１．１％の引上改定、期末手当についても０．０５月引上改定になるかと思いますが、そういった結論でよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	そうしましたら、実施時期になりますが、これまでは期末手当は１２月から、月例給は翌年の４月からということでしたが、今回も特段の異論がなければ、これまでどおり、給料・報酬については令和７年４月１日から改定、期末手当については令和６年１２月１日から改定にしたいと思いますが、いかがでしょうか。
全委員	異議なし
会長	そうしましたら、最終整理をします。 市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員の月例給については１．１％の引上げで答申することよろしいでしょうか。

全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。 続きまして、期末手当につきましても、市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員ともに、0.05月分引上げで答申することによってよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。 続きまして、実施時期については、従来どおりの考え方で、給料月額及び報酬月額の改定時期は令和7年4月1日とし、期末手当の改定時期は一般職と同様に令和6年12月1日からということによってよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。 それでは、結論に至りましたので、これで答申をしていきたいと思えます。 事務局に確認しますが、答申については、どのように進めていけばよろしいでしょうか。
人事課長 補佐	まず、例年の進め方ですが、皆様の意見を元に答申書の原案を事務局で作成し、会長に確認していただきます。 その後、委員の皆様へ郵送し、確認していただきます。修正点等がございましたら、事務局へご連絡いただきまして、再度、会長に確認をしていただいております。 また、市長への答申についてですが、各委員の皆様へ再度集まっていただくのではなく、会長から市長へ直接答申書をお渡しいただいております。これはあくまでも例年とられてきた方法でございますので、皆様の協議によりお決めいただきたいと思います。
会長	事務局から説明いただきましたが、委員の皆様からご意見等がありますでしょうか。
全委員	意見なし
会長	例年どおりに進めさせていただいてよろしいでしょうか
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。それでは、市長への答申については、例年の方法で進めさせていただきます。今年度の審議会は、審議の結論が出ましたので、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。